

合併協定項目38 建設関係事業の取扱いについて

合併協定項目38 建設関係事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成21年5月15日提出
始良西部合併協議会
会長 城光寺 俊和

建設関係事業の取扱いについて

(都市計画関係)

- 1 公園の施設維持管理については、合併までに調整する。

(住宅関係)

- 2 公営住宅等の建設及び改修については、継続事業は現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅マスタープラン等については新市において調整し、策定する。
- 3 入居者管理については、現行のとおり新市に引き継ぎ、住宅家賃については、合併までに調整する。
- 4 駐車場管理については、合併までに調整する。

(建築関係)

- 5 建築物耐震改修推進事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。